

○泉佐野市長の在任期間に関する条例

平成20年3月31日
泉佐野市条例第2号

市長の職にある者は、その職に連続して3任期(各任期における在任期間が4年に満たない場合も、これを1任期とする。)を超えて在任しないように努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日に市長の職にある者について適用する。